

平成 年 月 日

足利市長 宛て

住所

団体名

申請者名

印

### 足利市ロケーション誘致促進事業補助金交付申請書

下記のとおり足利市ロケーション誘致促進事業補助金の交付を受けたいので、足利市ロケーション誘致促進事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

#### 記

映画等の名称	
交付申請額	
撮影期間（予定）	平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ） （ 日間）
主な撮影地	

#### 添付書類

- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・団体概要（様式第4号）
- ・上映・放送等計画書（様式第5号）
- ・暴力団等の排除に関する誓約書（様式第6号）
- ・シナリオ

担当者名	
連絡先	TEL FAX E-mail

## 事業計画書

映画等の名称	
映画等の概要	
足利市内における撮影スケジュール	①準備 平成 年 月 日～平成 年 月 日 日間 ②撮影 平成 年 月 日～平成 年 月 日 日間
作品完成予定日	平成 年 月 日
公開予定日	平成 年 月 日
主な出演者	
※キャストの決定状況（確定、予定、交渉中等）を明記すること。	
主なスタッフ （プロデューサー 監督 脚本 撮影）	
※スタッフの決定状況（確定、予定、交渉中等）を明記すること。	
共同制作者、後援者 協賛者等	

## 収 支 予 算 書

映画等の名称： \_\_\_\_\_

### 1 収入

種 別	予算額（円）	備 考
ロケーション誘致促進事業補助金		
自主財源		
その他（具体的に記入）		
収入合計		—

### 2 支出

	経費内訳	予算額（円）	積算根拠
補助対象経費	①会場・施設・バス借上げ等の使用・賃借料 ②建設・解体費 ③市内交通費、運搬費 ④関係者宿泊費		・ 〇円×〇回＝〇円 ・ 〇円×〇人＝〇円 など、具体的に記入してください。
	補助対象経費 計		—
補助対象外経費			
	補助対象外経費 計		—
	支出合計		—

交付申請額	円
-------	---

※欄が不足する場合は、適宜別紙（A4 サイズ）を添えてください。

## 団 体 概 要

映画等の名称： \_\_\_\_\_

団 体 名		
代表者職・氏名		
住所（所在地）	〒	
電話番号		
ホームページアドレス		
設立年月日		
組 織 体 制		
監督又はプロデ ューサーの氏名		
略  歴	年 月	職 歴 等
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
主要制作活動歴等		
年 月	作品名等（制作会社）	活動内容・受賞歴等

※欄が不足する場合は、適宜別紙（A4 サイズ）を添えてください。

## 上映・放送等計画書

映画等の名称		
公開予定時期		
公開方法		
公開予定場所		
上映・配給、頒布等	会社名等	
	所在地	
	実績	
特記事項		

平成 年 月 日

足 利 市 長 宛て

住所

団体名

申請者名

印

### 暴力団等の排除に関する誓約書

私は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約します。該当すると認められた場合には、補助金の交付決定の取消し等、市の行う一切の措置について異議申立てをいたしません。

また、確認のため、足利警察署に照会することについて承諾します。

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
2. 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
3. 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するもの
4. 暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与するもの
5. 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
6. 法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員であるもの及び暴力団又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの
7. 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用するもの
8. 前各号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであって、公共工事等に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められるもの
9. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員